

総務文教常任委員会報告

令和7年3月19日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和7年3月11日午前9時54分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、2月28日に本委員会に付託されました議案8件と陳情1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る2月28日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第18号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：役場における、男性職員の育児休業の取得状況はどうか。

回答：育児休業を取得する男性職員が徐々に増えてきており、7年度については約3名が取得を予定している。

質疑：改正内容に、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備とあるが、具体的な内容は何か。

回答：環境整備が目的であり、まず家族の介護の必要性が生じた職員への仕事と介護の両立支援制度の周知と意向確認、及び40歳に達した人への制度に関する早期の情報提供、そして研修や相談体制等の整備である。

議案第19号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

質疑：通勤手当の支給限度額を、5万5,000円から15万円に引き上げるとあるが、会計年度任用職員には適用されないと理解すればいいのか。

回答：一般職の職員の給与に関する条例である。会計年度任用職員においても、別条例で東京に出向させるような状況が生じた場合には対象となるが、通常の勤務体制の中では発生しないと考えている。

質疑：配偶者扶養手当を、今年度から令和8年度にかけて、国の方針に沿って徐々に廃止することになるが、その理由は何か。

回答：実態として共働き世帯が増えており、民間企業においては配偶者手当の見直しが進んでいる。国においても働き手不足解消のため、共働きを進める狙いもあると思われる。

議案第20号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑はありませんでした。

議案第 2 1 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑はありませんでした。

議案第 2 2 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：資産割が、固定資産税額の 1 2 % から 6 % に下がると、国民健康保険税はどの程度減額になるのか。

回答：国民健康保険税全体で、約 2 4 0 万円の減収になり、1, 0 7 4 世帯の内資産割のある 5 9 1 世帯（約 5 5 %）が減額になる見込みである。

質疑：資産割を 1 2 % から 6 % に下げても、財政的な不足は生じないのか。

回答：資産割を 6 % 下げることによって、約 2 4 0 万円の減収になる見込みであるが、令和 7 年度に関しては国からの交付金の増額と、県への納付金の減額が見込まれるため問題はない。県の運営方針に沿って、令和 7 年度に 6 % に下げ、令和 8 年度は資産割を廃止することとしたい。

議案第 2 3 号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

特に課題となる質疑はありませんでした。

議案第 2 4 号 美浜町にぎわい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

質疑：条例の第 1 条（設置）は主に設置する目的を明記すべきで、第 3 条（事業）は、目的を達成するための手段を明記するべきだと思うが、しっかり整理されていない気がするかどうか。

回答：条例のつくりの関係もあるが、第 1 条（設置）の本文中に目的を規定し、第 3 条にその目的を達成するために行う事業を規定している。なお、今後、広報みはま等、あらゆる媒体を通じて施設を紹介し、町民に理解していただけるよう努めていきたい。

質疑：当施設の使用許可の手続きであるが、高校生がその日施設に行って、指定管理者がそこにおり、その日に使わせて欲しい場合にも、何日もかかるような許可手続きが要るのか。あるいは指定管理者に任せて、その日に行ったらすぐそのまま使える仕組みなのか。

回答：他の施設と同様、部屋等を貸し切る場合には、利用の申請書を事前に提出していただくことになる。通常の放課後教室サンや、学びコミュニティ Kai の高校生メンバーたちが使う場合は、特に使用料を徴収することではなく、施設予約が入っていれば使うことはできないが、空いている場合等については、運用の中で考えていきたい。

質疑：予算決算常任委員会でもお話ししたように、5 日も前に予約しなければならないといった施設が多いが、できれば美浜町すべての施設が、行った時に空いていれば使えるようにして頂きたいかどうか。

回答：他の施設との関係もあり、調整して町民が使いやすくなる様に検討する。

議案第 30 号 福井県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第 18 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 19 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 20 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 21 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 22 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 23 号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 24 号 美浜町にぎわい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 30 号 福井県市町総合事務組合規約の変更に関する協議については、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、当委員会に付託されました陳情第 1 号の協議について報告いたします。

陳情第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情

意見：冤罪事件は後をたたず、社会的な大問題である。検察による証言の誘導や証拠の隠蔽・捏造等は犯罪行為であり許しがたい。こうした被害者を救済し、新たな冤罪を防止する観点から本陳情を採択すべきである。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

陳情第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情書

は、全員賛成をもって採択することに決しました。

また、議会最終日に採択された場合は、総務文教常任委員長を提出者として発委することに全員賛成で決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前10時49分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。